

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	保存建造物管理運営事業			事業コード	2831
所属コード	097000	課等名	景観政策推進事務局		
課長名	丹治 義治		担当者名	朴田 勝	内線番号 7219
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	魅力ある都市景観の形成	コード	2
	基本事業	景観保存対策の充実	コード	1
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 1 目 都市景観形成建築指導事業 (002-04)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 51 年度
根拠法令等	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例			

(2) 事務事業の概要

市域の豊かな歴史的環境の保全・創出のため、条例に基づき指定している保存建造物の適切な維持管理を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

盛岡市の歴史的環境の保全・創出を目指し、昭和 51 年に現行条例に改正し、(「自然環境」の保全を目的とした条例に、「歴史的環境」の保全の考え方を追加した)「由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物を保存建造物として指定することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 21 年 3 月に景観法に基づく景観計画と景観条例を制定し、平成 21 年 10 月 1 日に全面施行したことを踏まえ、景観行政の一元化に向けて市の組織機構を見直し、平成 22 年度以降、保存建造物の事務を環境部環境企画課から都市整備部景観政策推進事務局に移管した。

議会及び所有者から、保存建造物の追加指定や既指定物件に対する修復費補助金交付を求める要望がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

条例で指定している保存建造物である歴史的環境

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 指定し保全を図っている保存建造物数	件	23	23	23	23	
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ①保存建造物の活用
- ②保存建造物の管理費支援（税の減免）
- ③保存建造物の修復事業への補助
- ④（当事務局が管理する）保存建造物の維持管理

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 当事務局が管理する保存建造物の公開日数（御蔵、旧宣教師館、武田邸）	日	289	303	190	91	
B 保存建造物の維持管理の支援に係る面積（減免対象面積）	m ²	10,253	9,465	9,465	9,465	
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

歴史的環境の保全と活用を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 当事務局が管理する保存建造物の利用者数	■上げる □下げる □維持	人	6,448	5,658	3,500	490	
B	□上げる □下げる □維持						
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	2,600
	④一般財源	千円	1,535	1,590	1,535	6,781
	⑤その他()	千円	0	0	0	1,150
	A 小計 ①～⑤	千円	1,535	1,590	1,535	10,531
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	136	140	150	250
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	544	560	600	1,000
計	トータルコスト A+B	千円	2,079	2,150	2,135	11,531
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：歴史的環境の保全と活用を図ることにより、優れた景観が守られるため。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：個人の財産等個人情報にも関係する場合があることから、守秘義務及び公平な立場から判断することが求められるため。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：市域の歴史的環境等の保全・創出を目的とする条例に基づく事業であり、対象としては、現状のままで妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：保存建造物に係る支援等がなくなることにより、歴史的環境の保全が難しくなり、景観が損なわれる可能性があるため。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上余地がない。

理由：当事務局が管理する保存建造物については、現状の管理体制の中で充分に対応しているため。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

公平・公正である。

理由：①管理費の支援という意味では、受益者は所有者に特定されるが、所有者にはある一定の管理行為をしてもらっていること、また、②そのことにより、不特定多数の人が優れた景観にふれることができることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

成果を下げずに事業費及び人件費を削減することはできない。

理由：既指定物件の老朽化に伴う維持管理経費の増大等への対応があるため、事業費削減の余地はない。また、事務量の増加等により、これ以上の人件費の削減は困難である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

状況を確認しながら、管理や所有者支援を行った。

今後とも、状況を確認しながら、保全のための管理や所有者支援を行う。